

各補助対象施設の長 様

北海道保健福祉部長

補助金の交付決定について（通知）

さきに申請のありました令和 3 年度（2021 年度）度新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定されましたので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

- 1 この補助金は、額の確定後に精算払をしますので、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書を提出すること。
- 2 留意事項
 - (1) 補助金の額の確定の審査に当たっては、事業実施に伴う経費の支払先に対し、支出負担行為担当者（保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）が直接事実確認をする場合があること。
 - (2) 補助金の支出に当たっては、出納機関（出納局会計管理室審査第一課）が現地に向いて実地に調査を行い、収支・契約関連書類やその履行の確認をする場合があること。
- 3 補助事業等実績報告書の提出について
 - (1) 提出期間
令和 4 年（2022 年）4 月 1 日（金）～4 月 8 日（金）
 - (2) 提出先
〒060-8588
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
 - (3) その他
 - (ア) 実績報告関係様式については、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係のホームページからダウンロードすること。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kanngo/hojo.htm>)
 - (イ) 補助金交付要綱第 12(10)「その他参考となるべき書類」として、対象経費の支出の証拠となる書類（貸金台帳、領収書等の写し（原本照合したもの））及び別紙新人看護職員数調査表を添付すること。

地域医療推進局医務薬務課
担当：高村
TEL:011-231-4111(内線 25-364)
FAX:011-232-4108